

## 第22期第4回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和3年10月12日（火） 14：00～14：45

II 場 所：相馬会場 相馬双葉漁業協同組合2階中会議室  
(相馬市尾浜字追川196)  
いわき会場 福島県水産会館研修室  
(いわき市中央台飯野四丁目3-1)

### III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

#### (1) 議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）  
議案第2号 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）  
議案第3号 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針等の一部改正について（協議）  
議案第4号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について  
議案第5号 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について  
議案第6号 漁業法に基づく意見の聴取に関する手続き規程の一部改正について

#### (2) 報告事項

- ア 福島県漁業調整規則の一部改正について  
イ 全国海区漁業調整委員会連合会令和4年度総会に向けた要望事項について

#### 6 閉会

### IV 委員の定数 15名

### V 出席者

#### 1 委 員 (15名)

##### (1) 出席者 14名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員  
狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員

森田 政利 委員 山下 博行 委員 吉田 康男 委員  
渡邊 登 委員 川邊 みどり 委員 久保木 幸子 委員  
渡邊 千夏子 委員 宮下 朋子 委員

(2) 欠席者 1名

吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
水産課主任主査	成田 薫
水産事務所長	石田 敏則
水産海洋研究センター所長	齋藤 健
水産資源研究所長	山廻邊 昭文
海区事務局 主幹（総務担当）	菊田 嘉重
// 主幹（業務担当）	根本 芳春
// 副主査	宗形 莉苗
// 副主査	川本 和宏
// 主事	小柳 孝光
// 専門員	坂本 純一

## 1 開会（14:00～）

事務局 (根本主幹)	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第4回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
---------------	---

## 2 会長挨拶

事務局 (根本主幹)	はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	<p>本日は、お忙しい中、第22期第4回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本日は、新型コロナの感染防止のため、前回に引き続き相馬といわきの二つの会場とし、川邊委員、渡邊委員、宮下委員にはリモートで御参加を頂いております。皆様には御協力いただきありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、知事部局からの諮問等3議題、ヒラメの委員会指示、委員会の運営規定等の改正の計6議題が予定されております。多くの議題ではございますが、十分に御協議いただければと思います。よろしくお願ひします。</p>

## 3 出席状況報告

事務局 (根本主幹)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は、吉田数博委員を除く14名全員の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が6名、いわき会場が5名の御出席、また、川邊委員と渡邊千夏子委員、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適當と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条1項の規定に基づく定足数である過半数に達しております、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
---------------	---

## 4 議事録署名人選出

事務局 (根本主幹)	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事録署名人には、森田委員、久保木委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしくお願ひいたします。</p>
両委員	（「はい」）

## 5 議題

事務局 (根本主幹)	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
---------------	--

---

## (1) 議案

---

### 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）

---

議長	<p>それでは、議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
水野課長	<p>議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量について説明いたします。</p> <p>特定水産資源は、くろまぐろ及びさんま、さば類など現行のTAC魚種が該当しており、このうち、令和4年1月1日から12月31日までの令和4管理年度に対象となる、さんま、まあじ及びまいわしについて、改正漁業法第15条第1項第2号に基づき、農林水産大臣が各県への当初配分数量を11月に定めます。知事は、漁業法第16条第1項に基づき、配分数量の範囲内において、知事が策定している福島県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定めるものです。</p> <p>資料5ページをお開きください。</p> <p>9月27日付で貴委員会に諮問いたしました諮問文の写しでございます。</p> <p>資料7ページをお開きください。</p> <p>漁獲可能量設定の説明でございます。</p> <p>4の策定の内容に記載してございますとおり令和4管理年度における、まあじ、まいわしの漁獲可能量は、いずれも「現行水準」としております。</p> <p>この数量は、農林水産大臣が各都道府県の配分数量を定める際、過去3か年の知事管理漁業による水揚数量の平均値を勘案して定められます。福島県においては、操業自粛及び試験操業から本格操業に向けた増産の過程にあることから、震災前の平成20年から22年の3か年の平均値に基づき「現行水準」となったものです。</p> <p>「現行水準」とは、福島県資源管理方針に基づき、現状並みの漁獲努力量により管理を行うもので、具体的な数量は明示されませんが、過去の実績である、まあじ50トン以内、まいわし100トン以内を目安に管理を行うものです。</p> <p>なお、さんまについては震災前においても1トン以上の水揚げ実績がないことから、管理対象となりませんので、福島県においては、漁獲可能量を設定いたしません。</p> <p>なお、農林水産大臣が定める当初配分数量については、国の水産政策審議会への諮問と、パブリックコメントを経る必要があることから、決定は11月となる旨、水産庁管理調整課から連絡がありました。</p>

	<p>従いまして、今回の諮問と異なる配分数量で決定された場合は、改めて貴委員会に諮問することいたします。</p> <p>資料6ページをお開きください。</p> <p>諮問いたしました県報に登載し、公示する告示の案でございます。</p> <p>配分先は、福島県まあじ漁業、福島県まいわし太平洋系群漁業といったしておりますが、本県においては、漁業種類毎に配分しないことを示しているものでございます。</p> <p>施行日までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 令和3年9月27日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第2号	刺し網漁業(かじき等流し網漁業)の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件(諮問・答申)
議案第3号	知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針等の一部改正について(協議)
議長	それでは、議案第2号「刺し網漁業(かじき等流し網漁業)の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件(諮問・答申)」及び「知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針等の一部改正について(協議)」を関連するものなので一括して議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
水野課長	議案第2号、刺し網漁業(かじき等流し網漁業)の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件について説明いたします。 刺し網漁業のうち、かじき等流し網漁業につきましては、福島県において盛んであった北洋さけます漁船が、秋から冬のさんま

漁業とともに冬から春を補完する漁業として行われてきたものでございます。

さけます流し網の衰退に伴い、本県では現在は、北太平洋さんま漁業を主たる漁業とする漁船が、かじき等流し網漁業の許可を有しています。

許可の内容は、大臣許可の灘側の福島県海域について、知事が許可するものでございます。

資料の8ページをお開きください。

9月27日付けで知事から発出した諮問文でございます。

資料の9ページをお開きください。

公示する制限措置の内容でございます。

現在許可等をしているのは県内船、江名漁協所属の3隻、千葉県船1隻でございます。

第1の部分が県内船、下側第2の部分が県外船に関する公示内容でございます。

(2)の許可数につきましては、現在、許可等を有している隻数の県内3隻、県外1隻としております。

(3)船舶の総トン数以下(6)漁業時期までは、従来どおりの内容でございます。

(7)の漁業を営む者の資格につきましては、住所要件に加え、大臣漁業のかじき等流し網の許可を加えております。これは、国の許可により許可の適格性が担保されることから、追加するものです。

なお、この変更部分につきましては、許可の取扱方針に定めているものであることから、議案第3号で再度説明させていただきます。

なお、この許可につきましては、許可の有効期間をこれまで、貴委員会に諮問のうえ、1年に短縮しておりましたが、大臣許可が短縮していないことから、今回から、有効期間の短縮をいたしませんので、規則第15条の規定どおり、3年の有効期間といたします。

11ページをお開きください。

かじき流し網の許可の申請を受け、公示数を超える申請があつた場合の優先順位を定めるものでございます。

許可を有するもの、許可を承継したものの順、さらには、かじき流し網の操業日数の多い順という定めとしています。

議案第2号に関する説明は、以上でございます。

引き続き、議案第3号、知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針等の一部改正について説明いたします。

資料の15ページをお開きください。

9月27日付けで知事から発出した協議文の写しでございます。

記の1から3に記載のとおり、知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針、刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針、かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可に関する取扱方針の3件の一部改正でございます。

資料の16ページをお開きください。

改正の説明でございます。

はじめに、知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針の改正について御説明申し上げます。

1の改正の趣旨でございますが、前段の部分、起業の認可の延長については、国の取扱いに準じて、知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針を改正するものでございます。

具体的には、2の（1）のア、本人の予測し得ない特殊事情による認可の延長の取扱いについては、中古船の取得や船の借り入れについても認めるものでございます。

イの国際的な資源管理への対応については、国際的な資源管理による漁獲努力の抑制のため、新船建造ができない場合の延長の追加でございます。現時点では、知事許可漁業では、想定されないものではございますが、国に準じて、こうした事態に備えて改正するものでございます。

最後のウのがんばる漁業復興支援事業の実施にあたる認可の延長につきましては、がんばる漁業復興支援事業に参画する場合、県漁連等が実証試験を行う形であり、漁業の許可に係る漁船を県漁連等に使用されることから、許可を起業の認可にしますが、3年間の事業であり、本来の10か月の認可期間の延長ではなく、事業期間中の延長を認めるものでございます。

次に、刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針につきましては、アの制限措置のうち漁業を営む者の資格については、第2号議案で御説明したとおり、かじき等流し網漁業の大蔵許可を要件として加えるものでございます。

17ページを御覧ください。

イの許可しない場合につきましては、現行では、操業実績を有しない者からの申請は許可しないと定めておりましたが、漁業法等に許可しない場合として規定がないことから、削除するよう指導がありましたので、削除するものでございます。

最後の（3）かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可に関する取扱方針の改正につきましては、かじき等流し網漁業の許可と同じく、現行では、操業実績を有しない者からの申請は許可しないと定めておりましたが、漁業法等に許可しない場合として規定がないことから、削除するよう指導がありましたので、削除するものでございます。

説明は以上でございます。

	<p>なお、それぞれにつきまして、施行日までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。</p>
各委員	<p>(「はい」との声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>始めに、議案第2号、令和3年9月27日付けで知事から諮問がありました「刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手総員)</p>
議長	<p>相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、議案第2号については、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。</p> <p>続きまして、議案第3号、令和3年9月27日付けで知事から諮問がありました「知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針等の一部改正について」のうち「知事許可漁業の認可に関する取扱方針」の一部改正について、「異議なし」で回答することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手総員)</p>
議長	<p>相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。</p> <p>続きまして、議案第3号のうち「刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について、「異議なし」で回答することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手総員)</p>
議長	<p>相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。</p> <p>続きまして、議案第3号のうち「かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針」の一部改正について、「異議なし」で回答することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手総員)</p>

議長	<p>相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。</p> <p>よって、議案第3号について、協議されましたすべての取扱方針の一部改正について全員賛成ですので、「異議なし」で回答することに決定されました。</p>
----	---

#### 議案第4号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について

議長	<p>それでは、議案第4号「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局 (根本主幹)	<p>「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」、御説明いたします。</p> <p>資料は、36ページからとなります。</p> <p>この委員会指示は、全長30cm未満のヒラメの採捕等を制限するものです。</p> <p>資料の37ページを御覧ください。</p> <p>指示発動までの経過等を示してございます。</p> <p>ヒラメの人工種苗の放流試験は、昭和57年度から開始され、種苗放流による経済効果が明らかになるとともに、より、経済効果を高めるためには、小型魚の保護が必要であることがわかりました。</p> <p>この結果を踏まえ、漁業者と県が協議を重ねた結果、ヒラメ栽培漁業の事業化が決まるとともに、小型魚保護による資源管理の機運が高まり、平成5年1月から、全長30cm未満魚の採捕を禁止する資源管理が開始されました。</p> <p>このような背景・経緯から、ヒラメの資源管理を支援するために、平成4年12月25日に開催された海区委員会において、全長30cm未満のヒラメの採捕禁止と、違反して採捕されたヒラメ、その製品の所持、販売、加工を禁止する委員会指示を発動することが決議されました。</p> <p>その後の栽培漁業と資源管理等の経過につきましては、資料下段に記載しております。平成8年度には、ヒラメ栽培漁業振興施設が稼働し、以降、毎年、稚魚100万尾放流によるヒラメ栽培事業が続けられてきました。</p> <p>東日本大震災により、同施設は全壊しましたが、平成30年には、相馬市に福島県水産資源研究所が開所し、令和元年度からヒラメの種苗生産が再開され、令和2年度から人工種苗100万尾の放流が開始されました。</p> <p>ヒラメの漁獲量等の推移については、38ページのグラフ図1～3に示しております。</p> <p>震災後は、本県沖のヒラメに出荷制限等指示がかかりましたが、平成28年に解除され、同年に試験操業の対象となりました。</p>

令和2年の漁獲量は、568トンまで回復しております。  
委員会指示の案については、資料の36ページのとおりで、これを朗読して提案にかえさせていただきます。

<指示案朗読>

ヒラメの採捕制限につきましては、本委員会において、サイズの大型化についての御意見が度々ございました。震災後の試験操業においては、高価格が期待される全長50cm以上に限定した水揚げが行われてきたこと、さらに、今年3月末の試験操業終了に伴い、この自主サイズ規制の見直しについて協議が行われ、令和3年10月現在、結論が出ていないことから、今回の委員会指示につきましては、これまで同様、全長30cmで御提案し、今後の漁業者間の協議結果等を踏まえて改めて検討することとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

御審議を、よろしくお願ひいたします。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第4号「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」について、原案どおり発動することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり発動することに決定されました。

**議案第5号 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について**

議長	それでは、議案第5号「福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について」を議題といたします。 事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について御説明いたします。 資料は39ページを御覧ください。 本規程は、委員会の会議その他委員会の運営について必要な事項を定めるものでございます。 今回の改正の趣旨ですが、漁業法施行令が令和2年12月1日に施行されたことに伴い、関係部分を改めるものでございます。

	<p>改正の内容ですが、施行令の改正に伴い、条ずれ、条の番号がずれたことから、生じた箇所の改正を行うとともに、文言を整理するものでございます。</p> <p>資料の40ページに新旧対照表をお示ししております。</p> <p>第3条第2項につきましては条ずれの修正、第6条第2項は文言の整理となっております。</p> <p>39ページにお戻りください。</p> <p>施行日は公布日とします。</p> <p>付帯決議として、県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があつた場合には、その処理を事務局に一任して頂きたいと考えております。</p> <p>以上、説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第5号「福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について」について、承認することについて、また、付帯決議として軽微な修正は事務局に一任することに、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり承認されました。
議案第6号	漁業法に基づく意見の聴取に関する手続き規程の一部改正について
議長	それでは、議案第6号「漁業法に基づく意見の聴取に関する手続き規程の一部改正について」を議題といたします。 事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	漁業法に基づく意見の聴取に関する手続き規程の一部改正について、御説明いたします。 資料は45ページを御覧ください。 本規程は、漁業法に基づく意見の聴取に関する手続きを定めるものでございます。 今回の改正の趣旨ですが、漁業法施行令が令和2年12月1日に施行されたことに伴い、関係部分を改めるものでございます。 改正の内容ですが、施行令の改正に伴い、条ずれが生じた箇所の改正を行うとともに、水産庁が発出した「海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続き規程例」を踏まえ、文言を整理する

	<p>ものでございます。</p> <p>資料の 46 ページ以降に新旧対照表をお示ししております。</p> <p>第1条、第10条第3項第1号、第11条第1項は規程例を踏まえた文言の整理、第4条、第5条、第7条から13条は条ずれの修正でございます。</p> <p>資料の 45 ページにお戻りください。</p> <p>施行期日は公布日とします。</p> <p>付帯決議として、県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任して頂きたいと考えております。</p> <p>以上、説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第6号「漁業法に基づく意見の聴取に関する手続き規程の一部改正について」について、承認すること、また、付帯決議として軽微な修正は事務局に一任することに、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員、宮下委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認されました。

## (2) 報告事項

### 報告事項 ア 福島県漁業調整規則の一部改正について

議長	続きまして、報告事項ア「福島県漁業調整規則の一部改正について」知事部局から説明願います。
水野課長	<p>報告事項のア、福島県漁業調整規則の一部改正について、報告でございます。</p> <p>資料の 55 ページをお開きください。</p> <p>前回、第22期第3回の委員会で諮問し、答申をいただいたさけの保護のための刺し網禁止に関する調整規則の改正について、国の認可が得られ、9月14日付けで改正規則を公布いたしました。</p> <p>56 ページが公布した改正規則でございます。</p> <p>57 ページをお開きください。</p> <p>附則に定めたとおり改正の施行日は10月15日としております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
<b>報告事項イ</b>	<b>全国海区漁業調整委員会連合会令和4年度総会に向けた要望事項について</b>
議長	続きまして、報告事項イ「全国海区漁業調整委員会連合会令和4年度総会に向けた要望事項について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	<p>全国海区漁業調整委員会連合会令和4年度総会に向けた要望事項について御報告いたします。</p> <p>前回の第3回委員会の際に、事務連絡で、皆様からの要望をお聞きしたところ、遊漁船や遊漁に関わる要望を頂きましたので、事務局で案をまとめ、今野会長に御確認頂いた後に、東日本ブロック会議の幹事であります、東京海区漁業調整委員会事務局へ回答いたしました。</p> <p>資料の61ページを御覧ください。</p> <p>こちらが要望の提案内容です。</p>
	<文章を朗読>
	以上、報告を終わります。よろしくお願いします。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
平委員	全国的に資源管理を考える方向に持つて行けるような措置をお願いします。
事務局 (根本主幹)	これから各県からの要望がブロック会議の幹事県ごとに集まりまして、他の県からも遊漁者に対する要望があるかと思いますので、意見交換しながら、まとめて国に要望する形で進めたいと考えています。
平委員	よろしくお願いします。
議長	ほかに質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	ほかに質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
<b>6 閉会</b>	
議長	これで予定された議題については、終了しました。 これをもちまして、第22期第4回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さん、お疲れ様でした。

令和3年10月12日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。



会長：今野 智光

議事録署名人：森田 政利

議事録署名人：久保木幸子

